省　令

○総務省令第九十三号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）の施行に伴い、及び消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第一条の二第四項の規定に基づき、消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十月二十八日

総務大臣　村上誠一郎

消防法施行規則の一部を改正する省令

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
（収容人員の算定方法）	
第一条の三　令第一条の二第四項の総務省令で定める収容人員の算定方法は、次の表の上欄に掲げる防火対象物の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める方法とする。	
防火対象物の区分	算定方法
［略］	［略］
令第一条の二第三項第二号に掲げる防火対象物であつて建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七条の六第一項第一号若しくは第二号又は第十八条第三十八項第一号若しくは第二号の規定による認定（以下この項及び第三条第一項において「仮使用認定」という。）を受けたもの	［略］
［略］	［略］
2　［略］	
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

改正前	
（収容人員の算定方法）	
第一条の三　［同上］	
防火対象物の区分	算定方法
［同上］	［同上］
令第一条の二第三項第二号に掲げる防火対象物であつて建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七条の六第一項第一号若しくは第二号又は第十八条第二十四項第一号若しくは第二号の規定による認定（以下この項及び第三条第一項において「仮使用認定」という。）を受けたもの	［同上］
［同上］	［同上］
2　［同上］	

附　則

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年十一月一日）から施行する。

○国土交通省令第九十三号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項、第四条第一項及び第三項、第五条第一項並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十七年政令第八号）第二条第一項の規定に基づき、自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十月二十八日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（令和五年国土交通省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	
（趣旨）	
第一条　民間事業者等が、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号。以下「自賠法」という。）に係る保存等を、電磁的記録を使用して行う場合については、この省令の定めるところによる。	
（法第三条第一項の主務省令で定める保存）	
第三条　法第三条第一項の主務省令で定める保存は、自賠法第八条（同法第九条の五第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づく自動車損害賠償責任共済証明書（以下「証明書」という。）の保存とする。	

改正前	
（趣旨）	
第一条　民間事業者等が、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号。第三条及び第五条において「自賠法」という。）に係る保存等を、電磁的記録を使用して行う場合については、この省令の定めるところによる。	
（法第三条第一項の主務省令で定める保存）	
第三条　法第三条第一項の主務省令で定める保存は、自賠法第八条（同法第九条の五第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書（自賠法第八条の規定による自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書の保存が構造上困難であるものとして告示で定める自動車に係るものに限る。以下「証明書」という。）の保存とする。	